

## 川西市地域共生型居場所事業委託仕様書

### 1 目的

子どもから若者・障がい者・高齢者まで誰もが気軽に通えることができるような機能を持った「地域共生型居場所」(以下「共生型居場所」という。)を実施する。

共生型居場所は、例えば、子育て支援・障がい者支援・就労支援・学習支援・引きこもり者支援など、複数の機能を持った居場所を実施することで、支援と支援の挟間に陥った人や生きづらさを抱えた人が社会とつながりを持てるような場づくりを行うとともに、その居場所に参加するうちに、本人や家族が潜在的に抱える困り事を見だし、相談や支援を開始したり、公的な支援機関につなぐ役割を持つものとする。

### 2 委託期間

委託契約締結日～令和7年3月31日（事業実施内容により委託期間を更新することもある。）

### 3 実施場所等

- (1) 適切な事業運営が確保できる至便性の高い場所において、受託者の所有又は賃借する市内の物件を居場所として用意して行うこと。
- (2) 利用者に飲食を提供する場合は適切な設備などがあること。

### 4 業務内容

- (1) 複数の機能を持つ居場所を開設し、生きづらさを抱えた人が利用しやすいような実施形態や実施回数等に配慮すること。
- (2) 居場所利用者の個々の課題に応じ、必要な支援を行うとともに、必要に応じて外部支援機関へのつながりも行うこと。

### 5 事業者

本事業を実施する事業者は、社会福祉法人、NPO法人等であること。また、単一事業者でも共同事業体の形態でも実施することができるものとする。なお、川西市暴力団排除に関する条例（平成24年川西市条例第5号）第2条第1号から第3号までのいずれにも該当しない者であること。

### 6 配置する人員等について

居場所を実施する際には利用者数にあわせて、必要な人員を配置できること。また、平日の9時～17時の間、利用者等からの問い合わせへの対応が可能となるような体制がとられていること。

### 7 守秘義務

事業に従事する職員は、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

## 8 利用者負担及び徴収等

事業の利用に係る料金は無料とする。ただし、材料費などの実費徴収が必要となる場合は事前に市と協議のうえ、利用した者から徴収することができるものとする。

食事の提供を行う場合は、別途、必要な許可などについて事前に保健所と協議し、必要な許可を得た上で事業を実施すること。

## 9 事業委託料

- (1) 委託料は、3,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。
- (2) この事業の対象経費は、委託業務に従事する者の人件費（賃金および通勤手当、社会保険料、その他事業運営にかかる経費（報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、賄材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料および賃借料、備品購入費とする。
- (3) 委託料は、「地域共生型居場所事業実施報告書」（第3号様式）に基づいて受託者の請求により年6回の分割払いとする。

## 10 実施計画書等

- (1) 受託者は、委託契約時に「地域共生型居場所実施事業計画書」（第1号様式）及び「地域共生型居場所実施事業見積書」（第2号様式）を市に提出すること。
- (2) 受託者は、事業開始後1か月毎に、「地域共生型居場所実施事業実施報告書」（第3号様式）及び参加者名簿を翌月10日までに市に提出すること。
- (3) 受託者は、委託期間終了後、速やかに「地域共生型居場所実施事業収支報告書」（第4号様式）を市に提出すること。